

御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想の概要

1 基本構想策定の背景と目的

少子化による就学前児童数の減少、公立の教育・保育施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）の維持管理や老朽化、多様化する教育・保育ニーズ等に対応し、今後も安心して子育てができるまちづくりを推進するため、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供及び公立教育・保育施設の適正配置が必要です。

乳幼児期における保育・教育に関する多様なサービス提供を効率的・効果的に行っていくため、今後の公立教育・保育施設の効率的な運営や定員設定等について目指すべき姿を明らかにし、本市の基本的な方向性を示す「幼児の教育・保育施設整備基本構想」を策定することを目的としています。

2 基本構想の期間

本基本構想の検討にあたっては、中長期間（10年程度）における社会動向等も見据えながら、基本的な方向について整理を行っていく必要があります。

また、今後の国（制度）の動向や社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを図ります。

3 基本構想の位置付け

本基本構想は、「第三次御殿場市総合計画 後期基本計画」の基本政策「1-1 心豊かな人づくり」の政策「1-1-1 乳幼児期の教育の充実」の中の「幼児施設・設備の充実」に位置づけられます。

また、第三次御殿場市総合計画の後続計画であり、平成28年度から開始される「第四次御殿場市総合計画」では、政策方針「2 笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり」の政策「2-1 子育てしやすい環境づくりの推進」の中の施策「2-1-9 保育所・幼稚園機能の整備・充実」に位置づけられる予定です。

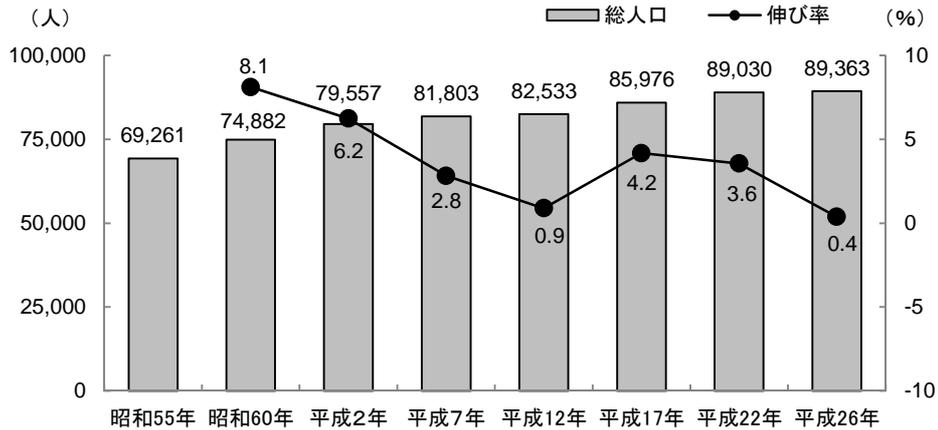
なお、「子ども・子育て支援事業計画」では、「1 教育・保育」及び「3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保」に位置づけられます。

4 御殿場市の状況

(1) 人口

国勢調査等にみる本市の人口は増加しており、昭和55年当時と比べると、平成26年の総人口は20,102人増加しています。一方、人口の伸び率は、平成17年では一旦、上昇していますが、全体的には低下傾向となっています。

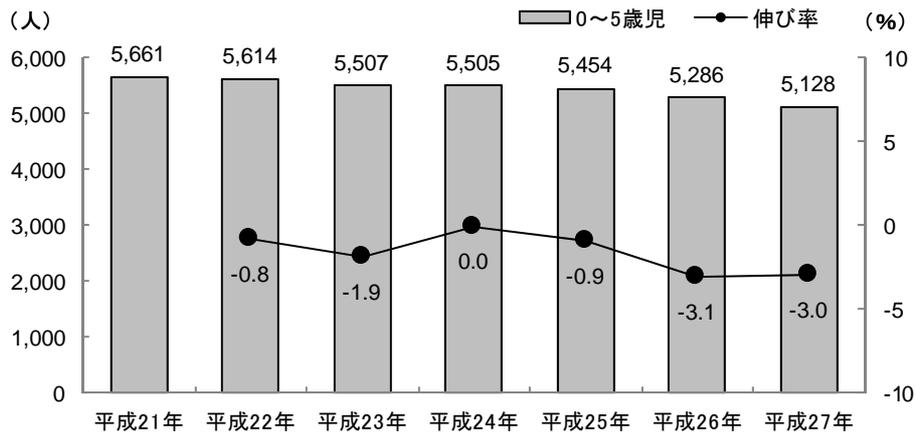
【総人口と伸び率】



資料：国勢調査、平成26年は住民基本台帳（9月30日現在）

未就学児童（0～5歳児）の人口の推移をみると、ここ6年間は微減傾向で、平成27年度では5,128人となっています。平成21年度と比較すると533人の減少となっています。

【0～5歳児人口と伸び率】



資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

(2) 教育・保育施設に関する状況

①保育所（認定こども園含む）の入所児童数及び入所率 【各年度3月1日現在】

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
公立	保育所数（か所）	9	9	9	9	9	8
	こども園数（か所）	0	0	0	0	0	1
	定員数（人）	940	940	940	940	940	940
	入所児童数（人）	974	968	993	1,010	992	932
	入所率（%）	103.6	103.0	105.6	107.4	105.5	99.1
私立	保育所数（か所）	8	8	8	8	8	9
	こども園数（か所）	0	0	0	0	0	0
	定員数（人）	885	975	975	995	995	1,065
	入所児童数（人）	959	1,039	1,035	1,061	1,060	1,117
	入所率（%）	108.4	106.6	106.2	106.6	106.5	104.9
全体 （公立+私立）	保育所数（か所）	17	17	17	17	17	17
	こども園数（か所）	0	0	0	0	0	1
	定員数（人）	1,825	1,915	1,915	1,935	1,935	2,005
	入所児童数（人）	1,933	2,007	2,028	2,071	2,052	2,049
	入所率（%）	105.9	104.8	105.9	107.0	106.0	102.2
	入所待ち児童数（うち 待機児童数）（人）	- (-)	- (-)	113 (24)	130 (18)	139 (17)	139 (27)

※入所待ち児童とは、希望園が4園以下で入所待ちの状態にある児童（上記数値は転園希望者を除いています。）

※待機児童とは、5園以上希望しているが入所待ちの状態にある児童

②幼稚園（認定こども園含む）の在園児童数及び在園率 【各年度5月1日現在】

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
公立	幼稚園数（か所）	8	8	8	8	8	8	8
	こども園数（か所）	0	0	0	0	0	1	1
	定員数（人）	1,310	1,335	1,335	1,335	1,335	1,390	1,390
	在園児童数（人）	1,136	1,128	1,081	1,126	1,062	1,019	949
	在園率（%）	86.7	84.5	81.0	84.3	79.6	73.3	68.3
私立	幼稚園数（か所）	2	2	2	2	2	2	2
	こども園数（か所）	0	0	0	0	0	0	0
	定員数（人）	500	500	500	500	500	500	500
	在園児童数（人）	393	367	411	405	412	383	369
	在園率（%）	78.6	73.4	82.2	81.0	82.4	76.6	73.8
全体 （公立+私立）	幼稚園数（か所）	10	10	10	10	10	10	10
	こども園数（か所）	0	0	0	0	0	1	1
	定員数（人）	1,810	1,835	1,835	1,835	1,835	1,890	1,890
	在園児童数（人）	1,529	1,495	1,492	1,531	1,474	1,402	1,318
	在園率（%）	84.5	81.5	81.3	83.4	80.3	74.2	69.7

(3) 市内6地区の概況

区域名	地図	概要
御殿場地区		<p>東西及び南北方向の幹線道路やJR御殿場線が交差する本市都市機能の中心的な市街地を形成</p> <p>住所地：御殿場、深沢、小倉野、東山、東田中、新橋、萩原、二枚橋、西田中、北久原、仁杉、二の岡</p> <p>◆人口：35,347人（市全体の39.6%）※平成26年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：2,247人、6-11歳人口：2,129人</p>
富士岡地区		<p>JR御殿場線沿線の市街地と山麓の観光レクリエーション施設、南北方向に伸びる高速道路の西側に集積する工業地により構成</p> <p>住所地：竈、萩蕪、沼田、二子、中山、中清水、駒門、大坂、神山、神山平、富士見原</p> <p>◆人口：18,076人（市全体の20.3%）※平成26年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：1,003人、6-11歳人口：1,216人</p>
原里地区		<p>隣接する御殿場地域から連なる市街地と高速道路西側に集積する工業地、地域西側の東富士演習場により構成</p> <p>住所地：川島田、杉名沢、神場、板妻、保土沢、永塚</p> <p>◆人口：18,488人（市全体の20.7%）※平成26年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：1,106人、6-11歳人口：1,198人</p>
玉穂地区		<p>富士の裾野から市街地までを有し、地域東部に近年整備された地域コミュニティの拠点や陸上競技場、体育館等の都市施設が集積</p> <p>住所地：茱萸沢、中畑、川柳、萩原</p> <p>◆人口：10,322人（市全体の11.6%）※平成26年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：578人、6-11歳人口：557人</p>
印野地区		<p>広大な富士の裾野を有し、自然豊かな観光交流資源が集積</p> <p>住所地：印野</p> <p>◆人口：2,090人（市全体の2.3%）※平成26年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：112人、6-11歳人口：129人</p>
高根地区		<p>豊かな水と自然環境に恵まれ、田園地帯の中に集落を形成</p> <p>住所地：塚原、山尾田、六日市場、増田、中丸、大堰、清後、山之尻、柴怒田、上小林、水土野、古沢</p> <p>◆人口：4,870人（市全体の5.5%）※平成26年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：240人、6-11歳人口：269人</p>

(4) 市内の教育・保育施設等の整備状況

施設区分		区分	施設名称		利用定員	受入年齢	特別な事業等	
教育・保育施設	幼稚園	市立	御殿場幼稚園		315	3～5 歳児	預かり保育(冠婚葬祭やきょうだいの学校行事の場合等に限る)	
			富士岡幼稚園		190	3～5 歳児		
			竈幼稚園		90	3～5 歳児		
			神山幼稚園		100	3～5 歳児		
			原里幼稚園		200	3～5 歳児		
			玉穂幼稚園		200	3～5 歳児		
			原里西幼稚園		90	3～5 歳児		
			森之腰幼稚園		165	3～5 歳児		
		私立	御殿場聖マリア幼稚園		120	3～5 歳児、満 3 歳児	預かり保育、満 3 歳児受入	
	みなみ幼稚園		300	3～5 歳児	預かり保育			
	保育所	市立	東保育園		150	0 歳 3 ヶ月～5 歳児	延長保育、一時預かり	
			西保育園		148	0 歳 3 ヶ月～5 歳児		
			原里第 1 保育園		90	0 歳 3 ヶ月～5 歳児		
			原里第 2 保育園		120	0 歳 3 ヶ月～5 歳児		
			玉穂第 1 保育園		100	0 歳 3 ヶ月～5 歳児		
			玉穂第 2 保育園		90	0 歳 3 ヶ月～5 歳児		
			高根第 1 保育園		90	0 歳 3 ヶ月～5 歳児		
			高根第 2 保育園		80	0 歳 3 ヶ月～5 歳児		
		私立	高根学園保育所		120	0 歳 3 ヶ月～5 歳児	延長保育、一時預かり	
			すみれ保育園		150	0 歳 3 ヶ月～5 歳児	延長保育、一時預かり	
富岳保育園			140	0 歳 2 ヶ月～5 歳児	延長保育、一時預かり、休日保育、病後児保育			
双葉保育園			100	0 歳 3 ヶ月～5 歳児	延長保育、一時預かり、病後児保育			
萩原保育園			120	0 歳 2 ヶ月～5 歳児	延長保育、一時預かり			
神山保育園			240	0 歳 2 ヶ月～5 歳児	延長保育、一時預かり			
みなみ保育園			41	0 歳 3 ヶ月～3 歳児	延長保育、一時預かり			
とらのこ保育園			90	0 歳 3 ヶ月～5 歳児	延長保育、一時預かり、休日保育、病後児保育			
みらい保育園			90	0 歳 3 ヶ月～5 歳児	延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育			
認定こども園			市立	印野こども園	短時間	40	3～5 歳児	
					長時間	70	0 歳 3 ヶ月～5 歳児	延長保育、一時預かり
地域型保育事業	小規模保育事業	私立	ちびっこ園		18	0 歳 3 ヶ月～2 歳児	延長保育、一時預かり	
			にじいろ保育園		19	0 歳 3 ヶ月～2 歳児	延長保育、一時預かり、休日保育	
	事業所内保育事業	私立	すずらん託児所	地域枠	4	0 歳 2 ヶ月～2 歳児	延長保育(保育短時間のみ)、一時預かり、休日保育	
				従業員枠	8			

5 御殿場市の将来の子どもの数の推計

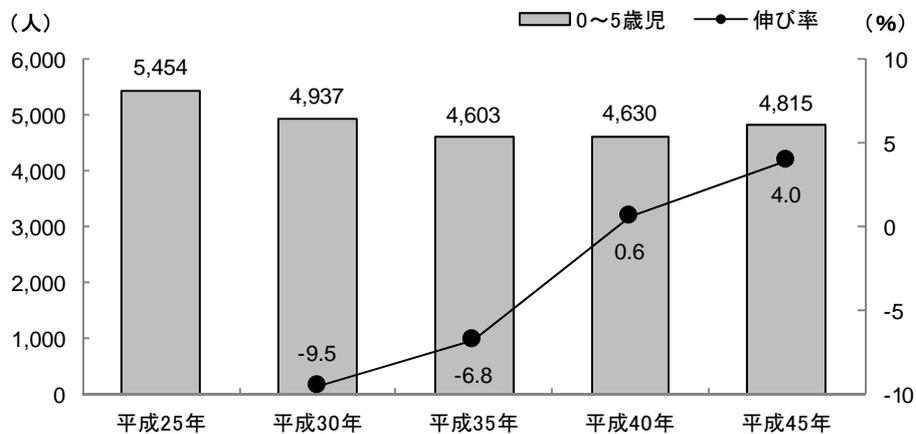
教育・保育施設事業の対象となる0～5歳児の各年度の児童数を推計しました。

本計画は、子ども・子育て支援事業計画で算出したニーズ量をベースに今後の教育・保育施設の整備等を検討していくことになるため、推計にあたっては子ども・子育て支援事業計画策定時と同様に平成21年度から25年度までの住民基本台帳人口（各年3月31日時点）を基に、各年の変化率の平均を利用したコーホート変化率法を用いて算出しました。

この結果、約20年後の平成45年における0～5歳児は4,815人と見込まれます。

【推計人口・児童数】

	実績	推計人口			
		平成25年	平成30年	平成35年	平成40年
0歳児 (人)	830	780	745	777	803
1歳児 (人)	855	804	758	785	812
2歳児 (人)	919	824	762	787	815
3歳児 (人)	929	836	767	773	804
4歳児 (人)	955	852	779	752	792
5歳児 (人)	966	841	792	756	789
0～5歳児 (人)	5,454	4,937	4,603	4,630	4,815
伸び率 (%)		▲9.5	▲6.8	0.6	4.0



6 御殿場市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育施設に対する今後の見込み量

「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」において、国の基本指針等を踏まえ、現在の教育・保育施設等の利用状況及びニーズ調査の結果をもとに、国が示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』の手順に沿って、市全域及び教育・保育提供区域ごとに、計画期間における認定区分*ごとの「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めています。

※ 認定区分とは・・・

認定区分	対象者	保育の必要性	対象となる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、教育を希望するもの	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、「保育の必要な事由」に該当するもの	あり	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、「保育の必要な事由」に該当するもの	あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業

《用語解説》

教育・保育提供区域・・・教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の需給計画（「量の見込み」と「確保方策」）を設定する単位。地域の实情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定する（具体例：行政区や小学校区等）。御殿場市では、6行政区（御殿場、富士岡、原里、玉穂、印野、高根）で設定した。

教育・保育施設・・・児童福祉法や学校教育法等を根拠とする「認可」を受けた施設。「保育所」「幼稚園」「認定こども園」が該当する。

特定教育・保育施設・・・子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受けた教育・保育施設。「確認」は市町村が行う。この「確認」を受けることにより、子ども・子育て支援新制度の「施設型給付」の対象となる。私学助成制度を継続する私立幼稚園は「確認」が不要のため、特定教育・保育施設には含まれない。

地域型保育事業・・・原則として、利用定員が19人以下の小規模な保育事業。待機児童の多い0～2歳児のみを対象とし、事業の実施にあたっては、市町村による「認可」を受けることが必要となる。地域に根ざしたきめ細やかな保育の提供が可能。「家庭的保育事業（5人以下）」「小規模保育事業（6～19人）」「居宅訪問型保育事業（1人）」「事業所内保育事業」の4類型がある。

特定地域型保育事業・・・子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受けた地域型保育事業。「確認」は市町村が行う。この「確認」を受けることにより、子ども・子育て支援新制度の「地域型保育給付」の対象となる。認可外保育施設から当該事業に移行するケースが多い。

(1) 1号認定（及び、2号認定の子どものうち教育を希望する子ども）

- ・特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園（幼稚園部分））
- ・確認を受けない幼稚園（従来の私立幼稚園）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	1,387	1,345	1,317	1,307	1,292
②確保の内容 （提供可能量）	1,810	1,939	1,941	1,943	1,943
差（②－①）	423	594	624	636	651

【確保方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である平成27年度の1,387人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設の利用定員と確認を受けない幼稚園の受入定員の合計は1,810人であり、「需要<供給」となっています。

教育・保育提供区域別にみると、高根地区において量の見込みが確保の内容を上回っています。これは、同地区に幼稚園及び認定こども園が所在しないことによるものですが、近隣区域の施設利用により、同地区の量の見込みに対しては市全域で対応できるものと考えます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

（単位：人）		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
I 御殿場	①量の見込み	557	538	533	532	530
	②確保の内容	735	737	739	741	741
	差（②－①）	178	199	206	209	211
II 富士岡	①量の見込み	287	278	267	258	252
	②確保の内容	380	482	482	482	482
	差（②－①）	93	204	215	224	230
III 原里	①量の見込み	300	291	281	284	280
	②確保の内容	455	480	480	480	480
	差（②－①）	155	189	199	196	200
IV 玉穂	①量の見込み	148	145	144	142	140
	②確保の内容	200	200	200	200	200
	差（②－①）	52	55	56	58	60
V 印野	①量の見込み	31	30	30	30	30
	②確保の内容	40	40	40	40	40
	差（②－①）	9	10	10	10	10
VI 高根	①量の見込み	64	63	62	61	60
	②確保の内容	0	0	0	0	0
	差（②－①）	▲ 64	▲ 63	▲ 62	▲ 61	▲ 60

(2) 2号認定

- ・特定教育・保育施設（保育所、認定こども園（保育所部分））
- ・認可外保育施設

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	1,232	1,195	1,170	1,160	1,147
②確保の内容 （提供可能量）	1,208	1,189	1,181	1,167	1,159
差（②－①）	▲ 24	▲ 6	11	7	12

【確保方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である平成27年度の1,232人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設の利用定員及び認可外保育施設の受入定員の合計は1,208人であり、「需要>供給」となっていますが、平成29年度以降は「需要<供給」となります。

教育・保育提供区域別にみると、御殿場地区、原里地区及び玉穂地区で量の見込みが確保の内容を上回っていますが、保護者の就労場所の状況や近隣区域での利用により、これらの地区の量の見込みに対しては市全域で対応できるものと考えます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

（単位：人）		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
I 御殿場	①量の見込み	494	479	474	473	470
	②確保の内容	401	397	392	390	386
	差（②－①）	▲ 93	▲ 82	▲ 82	▲ 83	▲ 84
II 富士岡	①量の見込み	255	247	237	229	224
	②確保の内容	309	299	299	290	290
	差（②－①）	54	52	62	61	66
III 原里	①量の見込み	267	258	250	252	249
	②確保の内容	237	232	229	229	226
	差（②－①）	▲ 30	▲ 26	▲ 21	▲ 23	▲ 23
IV 玉穂	①量の見込み	131	128	127	125	124
	②確保の内容	119	119	119	119	118
	差（②－①）	▲ 12	▲ 9	▲ 8	▲ 6	▲ 6
V 印野	①量の見込み	27	27	27	27	27
	②確保の内容	31	31	31	31	31
	差（②－①）	4	4	4	4	4
VI 高根	①量の見込み	58	56	55	54	53
	②確保の内容	111	111	111	108	108
	差（②－①）	53	55	56	54	55

(3) 3号認定

- ・特定教育・保育施設（保育所、認定こども園（保育所部分））
- ・特定地域型保育事業
- ・認可外保育施設

①0歳児

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	244	239	235	233	229
②確保の内容 （提供可能量）	198	206	212	224	229
差（②－①）	▲ 46	▲ 33	▲ 23	▲ 9	0

【確保方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である平成27年度の244人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員と認可外保育施設の受入定員の合計は198人であり、「需要>供給」となっています。

0歳児の保育に対するニーズは今後も高いことが考えられるため、保育士の確保等に努め、平成31年度を目標に量の見込みに応じた教育・保育の提供体制の整備を進めます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

（単位：人）		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
I 御殿場	①量の見込み	98	96	95	95	94
	②確保の内容	72	75	78	78	79
	差（②－①）	▲ 26	▲ 21	▲ 17	▲ 17	▲ 15
II 富士岡	①量の見込み	51	49	48	46	45
	②確保の内容	54	54	54	63	63
	差（②－①）	3	5	6	17	18
III 原里	①量の見込み	53	52	50	51	50
	②確保の内容	39	44	47	47	50
	差（②－①）	▲ 14	▲ 8	▲ 3	▲ 4	0
IV 玉穂	①量の見込み	26	26	26	25	24
	②確保の内容	12	12	12	12	13
	差（②－①）	▲ 14	▲ 14	▲ 14	▲ 13	▲ 11
V 印野	①量の見込み	5	5	5	5	5
	②確保の内容	9	9	9	9	9
	差（②－①）	4	4	4	4	4
VI 高根	①量の見込み	11	11	11	11	11
	②確保の内容	12	12	12	15	15
	差（②－①）	1	1	1	4	4

② 1・2歳児

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	744	739	721	708	699
②確保の内容 （提供可能量）	707	696	696	696	699
差（②－①）	▲ 37	▲ 43	▲ 25	▲ 12	0

【確保方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である平成27年度の744人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員と認可外保育施設の受入定員の合計は707人であり、「需要>供給」となっています。

3号認定（0歳）と同様に、1・2歳児の保育に対するニーズは今後も高いことが考えられるため、保育士の確保等に努め、平成31年度を目標に量の見込みに応じた教育・保育の提供体制の整備を進めます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

（単位：人）		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
I 御殿場	①量の見込み	298	296	292	289	287
	②確保の内容	238	227	227	227	230
	差（②－①）	▲ 60	▲ 69	▲ 65	▲ 62	▲ 57
II 富士岡	①量の見込み	154	153	146	139	136
	②確保の内容	179	179	179	179	179
	差（②－①）	25	26	33	40	43
III 原里	①量の見込み	161	159	154	154	152
	②確保の内容	142	142	142	142	142
	差（②－①）	▲ 19	▲ 17	▲ 12	▲ 12	▲ 10
IV 玉穂	①量の見込み	79	79	78	77	76
	②確保の内容	59	59	59	59	59
	差（②－①）	▲ 20	▲ 20	▲ 19	▲ 18	▲ 17
V 印野	①量の見込み	17	17	17	16	16
	②確保の内容	30	30	30	30	30
	差（②－①）	13	13	13	14	14
VI 高根	①量の見込み	35	35	34	33	32
	②確保の内容	59	59	59	59	59
	差（②－①）	24	24	25	26	27

③ 3号認定保育利用率

子ども・子育て支援事業計画では、満3歳未満の子どもが待機児童の中心であることを踏まえ、満3歳未満の子どもの総数に占める3号認定の保育の利用定員数の割合である「保育利用率」について、各年度の目標値を定めることとされていました。

「保育利用率」は、計画期間内の各年度における3号認定の「確保の内容」を満3歳未満の子どもの推計児童数で割ることにより算出します。

本市の保育利用率は、0～2歳児の保育提供可能量の拡充等により、平成27年度の35.8%から、平成31年度には39.1%と3.3ポイント上昇する見込みです。

近年の共働き家庭やひとり親家庭の増加傾向より、保護者の就労形態の多様化、保育ニーズの拡大が見込まれることから、今後も保育利用率は上昇していくことが予測されます。

(単位：人、%)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
推計児童数(0～2歳)【A】	2,529	2,500	2,446	2,408	2,374
3号認定の確保の内容 (保育提供可能量) 【B】	905	902	908	920	928
0歳	198	206	212	224	229
1・2歳	707	696	696	696	699
保育利用率(%)【B/A】	35.8	36.1	37.1	38.2	39.1

7 今後の検討内容

約10年後・20年後の就学前人口は現在の約8割強の水準にまで減少することが予想されていることから、施設整備における中長期的な基本方針としては、将来の保育・教育ニーズ動向及び現在のニーズへの対応状況を考慮しながら、過剰整備とならないように整備・再配置を検討していく必要があります。

就学前人口の減少、多様化するニーズへの対応、また、現在の就園率の状況(幼稚園の定員割れ、保育園の定員超過)等を考慮するとともに、既存施設の有効活用(整理統合等を含む)を基本とした、教育・保育施設整備・配置の基本的な方向性を検討していく必要があります。

■具体的な検討項目(案)

(1)基本方針

- ① 施設の適正配置・適正規模の方針
- ② 教育・保育の提供方針

(2)各施設の適正な定員数の推計

(3)各施設の教育・保育及び事業の提供可能量

(4)(2)(3)を踏まえた複数パターンのシミュレーション

8 検討体制

附属機関である「幼児教育・保育施設整備基本構想策定委員会」と庁内組織である「幼児教育・保育施設整備基本構想策定庁内検討委員会」を両輪として検討を進めます。

(1) 幼児教育・保育施設整備基本構想策定委員会

平成27年3月議会において「御殿場市幼児教育・保育施設整備基本構想策定委員会設置条例」の議決を得て制定しました。

委員構成は、次の4つの区分により、計9人の委員で組織します。

① 子どもの保護者 2人

保育園保護者会連合会代表、幼稚園PTA連絡協議会代表

② 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 3人

民間保育園連盟代表、私立幼稚園代表、地域型保育事業者代表

③ 知識と経験を有する者 3人

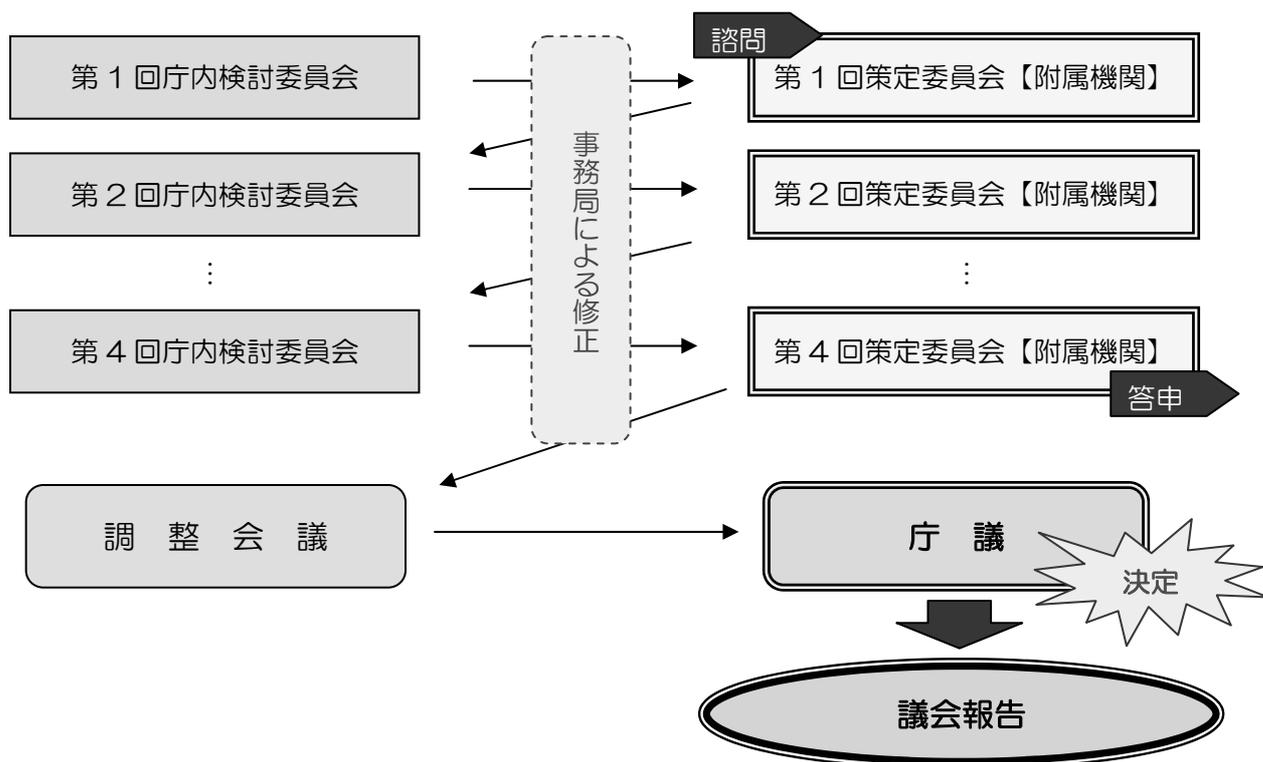
大学講師、中小企業診断士、主任児童委員

④ 公募による者 1人

(2) 庁内検討委員会

庁内関係課による「御殿場市幼児教育・保育施設整備基本構想策定庁内検討委員会」を設置します（別紙「御殿場市幼児教育・保育施設整備基本構想策定庁内検討委員会設置規程」を参照）。

【検討過程イメージ】



9 今後のスケジュール

基本構想策定までのスケジュールは、次のとおり予定しています。

年 月 日		内 容	議 題 等
平成27年			
7月	9日	◆第1回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業背景 ・ 今後の検討内容 など
	24日	☆第1回策定委員会	
8月 9月	下旬～ 上旬	◆第2回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針案 ・ 複数パターンでのシミュレーション結果の提示 ・ 各パターンの利点と課題整理 など
9月	上旬～ 下旬	☆第2回策定委員会	
10月	上旬	◆第3回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想素案
	中旬	☆第3回策定委員会	
	30日	調整会議	
11月	19日	庁議	
素 案 確 定			
12月	下旬～ 上旬	パブリックコメント	最低15日間の公募期間が必要！！
	下旬	◆第4回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想（パプコメ反映後の原案）
平成28年			
1月	8日	調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想（パプコメ反映後の原案）
	中旬	☆第4回策定委員会	
	中旬～ 下旬	答申	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想（答申後の原案）
	28日	庁議	
庁 内 意 思 決 定			
2月	12日	市議会全員協議会	【報告】基本構想（庁内意思決定版）
3月	～31日	基本構想策定	市長決裁⇒（最終確定）